

代官山商店会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本商店会は代官山商店会と称し、以下「本会」という。

(目的)

第2条 本会は代官山周辺の地域、歴史、文化的特性を活かし 住、商 の魅力ある商環境の創造と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条に定める目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- 1、代官山らしい文化的環境の中で、住、商のバランスを保ちつつ商環境を発展させる事業。
- 2、地域内における安心、安全、美化などについての事業。
- 3、イベント、宣伝、広報などの共同販売促進事業。
- 4、本会員の相互親睦に関する事業。
- 5、その他 総会ならびに役員会で認めた事業。

(地域)

第4条 本会の地域は代官山町、猿楽町を中心にいわゆる代官山周辺とする。

(公示)

第5条 本会の予算、決算及び事業計画については、メール及び書面をもって各会員に伝え配布する。その他の必要事項については会報などにより周知させる。

第2章 会員

(会員の種類と資格)

第6条 本会の会員の種類及び資格は次の各号による。

- 1 一般会員 本会の定める地域内に於いて店舗、テナントを問わず小売業サービス業及び事業を営む者。
- 2 オーナー会員 第4条に定める地域内においてテナントビルを営む者。
- 3 特別会員 第4条に定める地域外にある企業を営む者で本会及び地域に何らかの関わりのある者。

(入会)

第7条 前条に定める本会会員たる資格を有する者は本会会員の推薦を受け、役員会の承認を得て入会する事が出来る。

(脱会)

- 第8条
- 1、本会員はあらかじめ書面をもって本会に通知の上、脱会することが出来る。但し会員中に負担した会費等については一切返却しないものとする。
 - 2、前項により脱会する場合は会員中に負担すべき会費等債務について脱会希望日までに全額精算しなければならない。

(表彰)

第9条 本会会員が本会の発展に著しく貢献があると認められた場合、役員会の決議により表彰することが出来る。

(警告・除名)

第10条 1、本会会員が次のいずれかに該当した場合は、弁明する機会を与えたうえ、役員会の決議により当該会員の戒告または除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つける行為があった場合。
- (2) 本会を利用して不正なことを行った場合。
- (3) 本会の事業を妨げまたは妨げようとした時。
- (4) 本会則ならびに本会の役員会及び総会で決議された事項に違反した時。
- (5) 第11条に定める本会の会費を2ヶ月以上滞納した時。

2、前項各号により本会が被った損害については、本会は当該会員に対し請求することができる。

第3章 会費及び会計

(会費の徴収)

第11条 本会の健全な事業運営と発展をはかるため、別に定める「代官山商店会会費規定」により、会員から会費を徴収する。

(事業年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わる。

(運営に要する経費)

第13条 本会を運営するに要する経費は、会費、寄付金、協賛金等の収入をこれにあてる。

(資産の管理)

第14条 本会の資産は、会長の管理の下に会計が実務を行うものとし、会計監査がそれを精査する。そしてその運営は、総会で決定する。

第4章 役員

(役員の種類と定員)

第15条 本会の役員の種類及び定員は次の各号による。

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 若干名 |
| 3 | 事務局長 | 1名 |
| 4 | 会計 | 2名 |
| 5 | 理事 | 若干名 |
| 6 | 監査 | 2名 |

本会は必要に応じて顧問をおくことが出来る。 若干名尚、役員及び顧問は、別添付「役員名簿」に記載の通りとする。

(役員の選出)

第 16 条 本会の役員は、本会会員の中から選出する。

第 17 条 役員は総会にて選任する。

第 18 条 役員に欠員が生じた時、あるいは会長が増員を認めた時は、次期総会の選出を経ることなく、会長の指名により選出することができる。

(役員の任期)

第 19 条 役員の任期は 2 事業年度とし、再選することができる。

第 20 条 補欠のため選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第 21 条 役員は次の各号の職務を遂行するものとする。

- 1 会長は本会を代表し、本会の業務を遂行するとともに、総会ならびに役員会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は本会の業務を円滑に遂行するとともに、会長を補佐し、本会が実現しようとするビジョンの企画運営にあたるものとする。
- 4 会計は第 13 条に定める経費ならびに、第 14 条に定める資産の管理について、会長を補佐し、日常の運営、管理を遂行する。
- 5 理事は会長ならびに副会長を補佐し、本会の健全発展に寄与する。
- 6 監査は本会の業務を監査する。
- 7 顧問は必要と認められた時は会長、副会長に助言を与える。
- 8 会長は必要と認められた事項に対し、委員会を設置し、会長は委員長を選出することが出来る。
- 9 委員長は会長の指示に従い、委員会を指揮する。

(事務局)

第 22 条 本会のビジョンの企画運営に当って、業務を円滑に遂行させるため、役員の中から会長の指名により事務局員を置く。

尚、事務局の所在は、別添付「役員名簿」に記載の通りとする。

第 5 章 慶弔及び見舞い

(慶弔及び見舞い)

第 23 条 1 本会は会員相互の親和のため、会員の慶事、弔事、長期療養に際して金員或いは相当する物品などを贈るものとする。

2 前項の慶弔事由ならびに慶弔金額は、別に定める代官山商店会慶弔規程による。

3 その他必要と認める時は、役員会の決定により慶弔金を贈ることができる。

第6章 総会及び役員会

(総会開催)

- 第24条 1 本会の総会は会員で構成し、議長は原則として会長が行う。
2 会長が都合で議長が出来ない場合は、会長が議長を指名する。
3 総会は定例総会及び臨時総会とする。定例総会は毎年4月に開催する。臨時総会は必要に応じて開催するものとし、会長がこれを召集する。
4 総会は会員の2分の1以上の出席を以って成立する。ただし欠席した会員からあらかじめ委任状が提出された場合、総会に出席したものとみなすこととする。
5 総会の決議方法は出席者の過半数を以って決定する。ただし可否同数であった場合は会長がこれを決定する。

(総会議決事項)

- 第25条 総会に付議する事項は次の事項とする。
1 本会の収入、支出、予算および決算に関する事項。
2 本会の会則改正に関する事項。
3 役員を選出に関する事項。
4 本会の事業計画に関する事項。
5 第11条に定める会費規定の改正に関する事項。
6 第23条慶弔規程の改正に関する事項。
7 その他会長が必要と認めた事項。

(役員会開催)

- 第26条 役員会は適宜行い、ならびに必要があるとき会長が召集開催し議長は会長が行う。

(役員会付議事項)

- 第27条 役員会に付議することを要する事項は次の各号とする。
1 総会に付議することを要する事項。
2 総会の決議により委任された事項。
3 本会の事業運営上必要な事項。
4 その他会長が必要と認めた事項。

(決議)

- 第28条 1 総会に付議することを必要とする事項中緊急を要するときは、役員会の決議を以って決定することができる。ただし役員会の決議は次回の総会に付議して承認を得なければならない。
2 役員会は構成員の2分の1以上の出席により成立し、その決議は出席の過半数による。ただし可否同数であった場合は会長がこれを決定する。

- 付則 1 本会則は平成23年8月13日より適用する。

代官山商店会会費規定

平成 28 年 5 月 26 日改訂

入会金	5,000円
会費 年額	
1 一般会員	12,000円(月1,000円×12か月)
2 オナー会員	5,000円
3 特別会員	100,000円~